



# 電子的診療情報連携体制整備加算について

初診時

電子的診療情報連携体制整備加算3（月1回）

4点

再診時

電子的診療情報連携体制整備加算3（月1回）

2点

1. 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行なっています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 医師がオンライン資格確認等のシステムを利用して取得した診療情報等を、診療を行う診察室等で閲覧 又は活用して診療を実施している保険医療機関です。
4. 電子処方せん・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、現在調整中です。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行なっています。
6. マイナ保険証を促進する等、医療 DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
7. マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
8. 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書が無償で発行・交付しています。